

きょうどう

2022年1月1日号

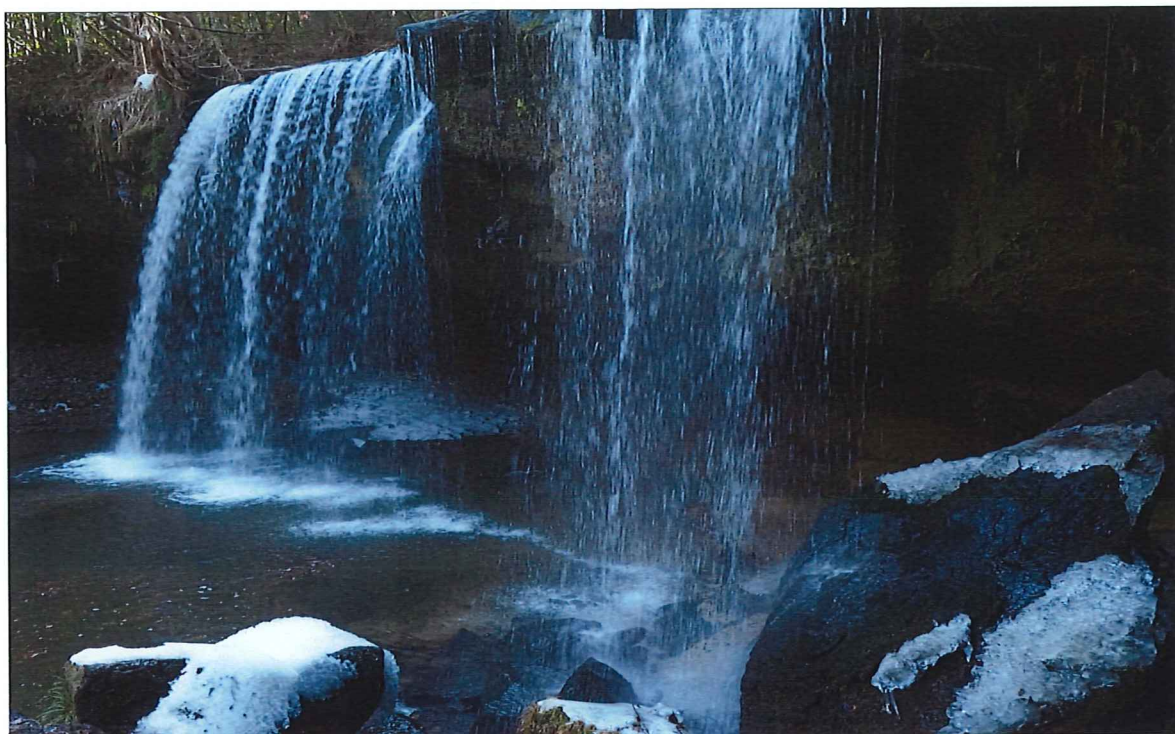
NO. 36

経営理念

- 一 納税者の権利を守り、経営と暮らしの発展をめざします。
- 一 憲法を擁護し、民主的・公正な税制と税務行政の確立をめざします。
- 一 地域と共存し、中小事業者と社会の発展に貢献します。

小国町「鍋ヶ滝」

写真提供(有)平野屋 木庭初男様



明けましておめでとうございます

二〇二二年の新春を、健やかに迎えのことと存じます。旧年中は皆様方に大変お世話になりました。心から厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大により、昨年も暮らしや事業活動に様々な影響を受けた一年でした。日本では年末以降感染状況が落ち着きを見せましたが、新たな変異ウイルスのオミクロン株が世界中で猛威をふるっていますし、国内でも徐々に感染が広がってきています。引き続き感染対策等様々な制約を受けながら事業活動を行っていかねばならない状況が続いています。

昨年は、総選挙が行われました。その中で岸田首相は、「新しい資本主義」なるスローガンを掲げました。「新しい資本主義」という言葉だけが踊っていたように思います。過去数十年間世界でも日本でも新自由主義の名の下、貧富の格差を広げる政策が推し進められてきました。これに対し、この政策への批判が巻き起こりました。「新しい資本主義」という言葉で、国民に期待を持たせ、政権を維持することに成功しました。

しかし、中身はどうか。当初叫んでいた富裕層優遇の金融所得課税の見直しは早々と旗を降ろし、消費税減税は拒否し続けています。コロナ第五波で問題となった病床の確保に至っては、二〇万床の病床削減の推進計画など、新自由主義そのものの政策を推し進めようとしています。岸田首相は、「私は、聞く耳を持っている」と言っています。もっと私たち庶民や中小企業の声を聴かせるため声をあげる必要があります。

代表社員 田中 芳幸

改正電子帳簿保存法とインボイス制度

インボイス制度に係る適格請求書発行事業者の申請が昨年10月1日からスタートしました。また、今年の1月1日からは改正電子帳簿保存法が施行され、電子データでの保存のあり方が大きく変わりました。これらの改正は、多くの事業者にとり事務手続や納税の負担として重くのしかかることが懸念されています。

インボイス制度については、昨年夏号でも取り上げましたがこの二つの改正についてみていきたいと思います。

I 改正電子帳簿保存法（2年間の猶予あり）

電子帳簿保存法の改正により令和4年1月1日から電子取引情報の保存ルールが変わりました。昨年末までは紙で印刷したものを原本として保管できましたが、令和4年1月1日以降は、電子情報は原則電子データで、一定の要件に従って保存する必要があります。

しかし、システム改修等が間に合わないとの声があがり、2年間の猶予の規定がもうけられました。

電子帳簿保存法上の電磁的記録による保存は大きく3種類に区分されます。

1. 電子帳簿等保存（事業者が選択）

一定の要件に該当する会計ソフト等で作成した国税関係帳簿を電磁的記録により保存する場合に、これまでには事前に税務署長の承認が必要でしたが、この事前承認が不要となりました。

優良な電子帳簿の要件を満たす場合には、その国税関係帳簿に対する過少申告加算税が5%軽減される措置が設けられました。

2. スキャナ保存の改正（事業者が選択）

紙で受領・作成した書類をスキャンして電子データとして保存する場合、タイムスタンプなど改ざんができない措置を講ずる必要がありますが、その要件が緩和され、税務署長の事前承認が廃止されました。また、スキャン保存された電磁的記録に関連した不正があった場合には重加算税の重加措置（10%重加）が設けられました。

3. 電子取引データの保存制度 ～この制度が多くの事業者に影響を与える！～

多くの事業者に影響を与えるのはこの電子取引データの保存です。なぜなら、上記1及び2は事業者が選択をして帳簿や紙の書類を電子的記録で保存するものですが、この電子取引データの保存は、インターネットやメールを介した取引に関するデータについて、検索することができる措置など、一定の要件に従い電子データとして保存することが義務付けられました。また、電子取引に係る電子データについて、偽装又は隠蔽された事実があった場合には、重加算税の重課措置（10%重加）も設けられています。

さらに、電子取引データを電子データで保存していなかった場合には、青色申告の承認の取消対象とされていますが、全国から多くの疑問の声があがり、国税庁は、「……直ちに青色申告の承認が取り消されたり、金銭の支出がなかったものと判断されたりするものではありません。」との補足説明を出しています。

4. 2024年（令和5年）までの経過措置

令和4年1月1日の施行直前、令和4年度税制改正により、やむを得ず保存要件を充足できなかったとしても、その保存を認める経過措置が設けられました。上記の青色申告承認の取消の取扱いとともに、取扱いが二転三転する異例の展開を見せました。これは多くの事業者から不安の声があがり、国も動かざるを得ない状況となったためです。

保存要件に従って保存することができなかったことについてやむを得ない事情があり、税務調査で書面提出等が可能である場合にはこの経過措置の対象となります。この「やむを得ない事情があり」については、事業者の実情に配慮する取扱いとなっており、直ぐに対応ができないところは、今までと同じ取扱いでかまわないことになります。結論として2年間は、出力書面又は電子データのいずれかの保存でよいことになりました。

しかしながら、2024年(令和5年)1月までに電子保存のルールに沿った対応が求められることとなります。事業者にとってほとんど利便性はなく面倒で問題がある法改正であります。青色申告承認の取消などのペナルティを考えると今から準備に取り掛かる必要があります。

II インボイス制度

1. インボイス制度とは

(1) 制度の概要

インボイス制度とは、正式には適格請求書等保存方式といい、税務署長に申請して登録を受けた「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」(インボイス)等の保存が仕入税額控除の要件となる制度です。

【現行の制度】消費税は、課税売上に係る消費税額から課税仕入等に係る消費税額を控除して納税額を計算します。この課税仕入等に係る消費税額を控除することを仕入税額控除といい、現在は取引を帳簿に記載し、一般的に使用されている請求書等を保存することが要件となっています。

【インボイス導入後】基本的な消費税の計算方法は変わりませんが、その取引を帳簿に記載することとあわせて適格請求書(インボイス)等が無いと、その取引について仕入税額控除ができないようになります。

売手側は、適格請求書(インボイス)を交付する義務と交付した適格請求書の写しの保存が義務

買手側は、一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書(インボイス)等の保存が仕入税額控除の要件

※経過措置として免税事業者や消費者などからの仕入税額相当額については、2023年10月1日から2026年9月30日までは仕入税額相当額の80%、2026年10月1日から2029年9月30日までは仕入税額相当額の50%を控除できる措置が設けられています。

(2) 適格請求書(インボイス)とは？

適格請求書(インボイス)とは、次の6項目を記載した請求書や納品書などのことです。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である場合はその旨)
- ④ 税率ごとに合計した対価の額(税抜き又は税込)及び適用税率
- ⑤ 消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(株)〇〇御中 ⑥ 請求書			
××年11月分			
② 11/1	牛肉 ※		5,400円
11/2	小麦粉 ※		2,160円
⋮		③	⋮
11/30	ビール		6,600円
※ 軽減税率対象		③	合計 87,200円
(10%対象 40,000円)			うち消費税 7,200円
(8%対象 40,000円)		⑤	消費税 4,000円
			消費税 3,200円
④			
①		△△(株)	
		登録番号 T1234567890123	

(3) インボイス導入のスケジュール

登録申請書は、昨年の10月1日から提出受付が始まっています。

適格請求書等保存方式が導入される2023年(令和5年)10月1日から登録を受けるためには、原則として2023年(令和5年)3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

(4) 罰則も

適格請求書発行事業者でない者が、適格請求書であると誤認されるおそれのある表示をした書類を発行した場合は、「1年以下の懲役または50万円以下の罰金」となっています。

2. インボイス制度がはじまれば

適格請求書発行事業者への登録の強要や取引から除外が！

例えば、元請けの事業者は、下請け事業者が適格請求書発行事業者でなければ仕入税額控除ができないので、下請け事業者に対して登録を強要することが考えられます。適格請求書発行事業者になると、消費税の課税事業者となるため今まで免税業者であった下請け事業者は、泣く泣く課税事業者となり消費税の申告と納税が必要となります。

課税事業者になることを拒否し登録をしないでいる免税の下請け事業者は、次第に取引から除外されるか値引きの強要が行われ事業を続けることが困難になるおそれすらあります。

3. インボイス制度導入のねらい

免税事業者を課税事業者へ取込み

事業者免税点制度は、零細事業者の事務処理能力や徴税コストの面の考慮から、すべての事業者を納税義務者とすることは適当ではないとの趣旨から設けられています。こうした免税事業者を市場での商取引を通じて課税事業者へと誘導することがインボイス制度導入の最大の目的であると思われます。

Ⅲ 改正電子帳簿保存法とインボイス制度について

改正電子帳簿保存法については、昨年末税制改正や国税庁の取扱いについてバタバタと見直し等が行われました。背景には、納税者への周知も不完全なままデジタル推進ありきで強引に進めてきた国の姿勢があります。国民の利便性の向上をうたいながら、デジタルでの商取引を国が監視・監督する社会を作ろうとしていることが根底にあります。

着々と進められているインボイス制度につき、2023年（令和5年）10月からは電子インボイスが導入される予定となっており、改正電子帳簿保存法とあいまって監視社会へ突き進もうとしています。

インボイス制度に関する各団体の意見

日本商工会議所

コロナ禍の影響等を踏まえ、インボイス制度の導入は当分の間、凍結すべきである

令和4年度税制改正に関する意見
(2021年9月15日)

中小企業家同友会
全国協議会

わが国の消費税制は、仕入税額控除にあたり、現状の帳簿方式(アカウント方式)で十分に機能しています。専門家が複数税率であっても現行の請求書等の記載事項の変更によって十分維持できると判断している以上、零細事業者の消費税負担、事務負担を増やし、経済活力を奪い、課税事業者にとっても混乱を招く適格請求書等保存方式(インボイス方式)を導入する理由はありません

中小企業家の緊急要望・提言適格請求書等保存方式(インボイス方式)導入の撤回を求めます
(2021年8月24日)

日本税理士会連合会

少なくとも、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の制約が概ね解消され、簡易で安価な、電子インボイス制度が整備されるなど中小企業者に対する負担軽減措置が講じられるまでの間は、導入を延期すべきである

令和4年度税制改正に関する建議書
(2021年6月23日)

<消費税廃止各界連絡会 資料より>

消費税 憲法変えれば「戦争税」

《2021年12月24日消費税廃止熊本県各界連絡会街頭宣伝》

みなさん 2021年12月24日は 33年前に消費税法が国会で強行採決された日です。とんでもない「クリスマスプレゼント」が押し付けられた日です。そしてまた、2020年10月に10%へ増税されて2年が経ちました。税率が2%UPになり、買い物のたびに支払う消費額も確実にそれだけ増えているのです。

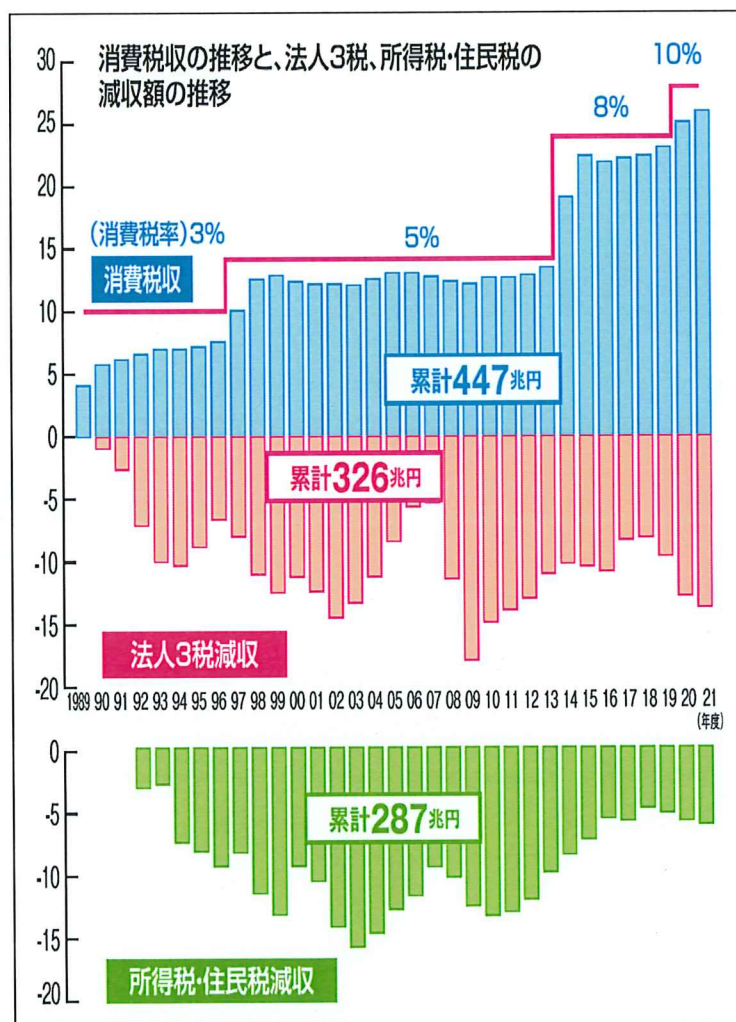
【33年間で372万円】

この33年間に私たち国民が支払った消費税の総額は447兆円にもなります。国民一人当たり、なんと372万円にもなります。これだけの消費税を負担して、私たちや国は豊かになったのでしょうか？ 暮らしや福祉は良くなったのでしょうか？ そのような実感が全くないのが実態ではないのでしょうか。それもそのはず、消費税収の殆んどが大法人や、高額所得者や大資産家の減税で減った税収の穴埋めに充てられて、国民の暮らしや福祉には回ってこないからです。

【軍事費倍増・思いやり増額】

10月に行われた総選挙の結果、岸田自公政権が継続することとなりました。「新憲法制定」を結党の理念としている自民党総裁として、岸田首相は「改憲」に強い意欲を示しています。憲法9条に自衛隊を明記し平和憲法を骨抜きにするつもりです。現在5兆円を超える軍事費を倍増させ、10兆円規模にしようとしています。また政府はこのほど、在日アメリカ軍の駐留経費負担—いわゆる「思いやり予算」—について、現行水準より1年当たり100億円増やして、5年間で1兆551億円とすることで合意しました。おまけに「思いやり予算」という呼び名を「同盟強靱化予算」とわざわざ変更してアメリカ側のご機嫌取りまでしています。『居候三杯目にはそっと出し』ということわざがありますが、アメリカ軍の振る舞いは『そっと出し』どころか『四杯目五杯目を催促』するものです。このよ

うなところに莫大な税金を使うことはご免こうむります。厳重に抗議します。憲法を変え、戦争をする国づくりが進めば軍事費は際限なく膨張し、国民の税負担の増加は計り知れません。標的とされるのは、税率を上げれば確実に税収が増える消費税です。その時消費税は「戦争税」となります。そのためのごしらが進められています。うかうかしてはいられません。



【社会破壊のインボイス制度】

10%へ増税されたことに伴い「インボイス制度」が採られようとしています。年商 1 千万円以下の免税事業者 372 万者のうち 161 万者から 2,480 億円の消費税増収を目論んでいます。今まで消費税と縁のなかった免税事業者 1 者から平均 15.4 万円もの税負担を強制するものです。他の 200 万者余の免税事業者は取引から排除され淘汰されることとなって、小規模事業者の経営と地域社会・暮らしを破壊するものです。黙って見過ごすことのできないものです。制度導入の中止または延期を求めるものです。

【消費税減税が多数派】

世界的な新型コロナウイルス感染症の蔓延—パンデミック—で、経済活動はじめ国民生活が大きな打撃を受けています。世界各国では消費税の減税で、国民負担を軽減させ経済活動の活性化が図られています。消費税の減税は国民のすべてにその恩恵と経済効果をもたらします。岸田政権は、「社会保障のため」



「各界連下通行動」時のスタンディングの様様／2021 年 10 月 1 日

と言い続けながら、給付の減少・負担の増加が実態の社会保障政策を転換させ、「当面消費税には手を付けない」とする姿勢を改め、早急に 5%への減税を実行すべきです。

先の総選挙では野党各党が消費税減税を公約に掲げました。比例票の比較では消費税の減税を求めた野党の得票が、自公の得票を 250 万票も上回っています。消費税減税が多数派であることを示しているのです。「消費税を5%に」のためにも、「戦争税」にしないためにも、『消費税減税』『憲法改悪 NO』の声を地域や職場にもっともっと拡げ大きくしなければなりません。総選挙の成果と教訓を、これからの地方選挙そして参議員選挙に活かして、展望を切り拓いていこうではありませんか。(各界連代表世話人；荒尾寿味雄)

法人税・消費税の申告状況

2021 年は、前年からの新型コロナの感染拡大状況の下で様々な経営への制約が要請されたり、震災関連需要の減少や事業環境の変化など厳しい側面があった反面、前年いったん低下した業況から回復を図ろうとする企業努力で経営改善が現れた状況も見られました。

【表①法人税の申告状況】

2021 年 11 月までに申告期が到来した法人税の申告状況は表①のような状況でした。大きく所得を伸ばし業況回復(?)が伺われる卸・小売業部門と建設・農林・製造業部門とは対照的に、運輸・サービス業・飲食部門は赤字幅を拡大させ厳しい状況から脱却できていません。トータルで売り上げは対前々期、対前期比 99%と横ばいながら、申告所得は対前期比 558%と大きな伸びとなっていますが、前期大きく落ち込んだところを持続化給付金や家賃支援給付金等のコロナ関連支援によって持ちこたえた状況が多く見られました。

表① 法人税の申告状況 ～'20/10～'21/9期決算～

事業種別	件数	対 前 々 期				対 前 期			
		売上	総利益	営業利益	申告所得	売上	総利益	営業利益	申告所得
卸・小売業	43	93%	92%	-358%	91%	97%	97%	-3324%	2278%
建設・農林・製造業	84	96%	97%	88%	166%	99%	101%	287%	288%
運輸・サービス業等	76	112%	99%	211%	276%	101%	95%	231%	175%
合 計	203	99%	96%	-1249%	125%	99%	98%	-168%	558%

* -×% = 前(々)期プラス、今期マイナスのもの。前(々)期+100・今期-100の場合 -200%と表示

* ××% = 前(々)期、今期ともにマイナスのもの。前(々)期-100・今期-200の場合 300%と表示

* 太枠内% = 前(々)期マイナス、今期プラスのもの。前(々)期-100・今期+200の場合300%と表示

表② 申告態様別状況

区分	年 度	件 数		@千円
黒字申告	19(R1)	82	40%	3,754
	20(R2)	74	36%	3,314
	21(R3)	87	43%	4,591
赤字申告	19(R1)	72	35%	2,342
	20(R2)	74	36%	2,942
	21(R3)	57	28%	3,954
0申告	19(R1)	49	24%	0
	20(R2)	55	27%	0
	21(R3)	59	29%	0

【表②申告態様別状況】

上記の状況を反映して黒字申告・0申告（決算上は黒字）の割合が増え、相対的に赤字申告割合が減少しています。1件当たりでは黒字申告、赤字申告共にその金額が増えています。

【表③消費税課税区分別状況】

表①に見るように売り上げが横ばいで消費の増加が現れていないところから、課税標準（課税売上高）が対前々期比・対前期比共に98%と減少して、景気低迷を示しています。税額は前々期比では131%と大幅な増加です。'19年10月の10%への増税の「効果」が顕著です。前期比106%となっていますが、課税標準は減少しても税額は確実に増加する消費税の特質が現れています。

表③ 消費税課税区分別状況（1社当り）

（金額=千円）

区 分	前々期		前期		当期		対前々期 (%)		対前期 (%)		件数
	課税標準	税 額	課税標準	税 額	課税標準	税 額	課税標準	税 額	課税標準	税 額	
本 則 課 税	170,992	3,245	172,692	4,053	168,749	4,313	99%	133%	98%	106%	82
簡 易 課 税	23,813	684	21,018	758	20,907	790	88%	115%	99%	104%	49
総 平 均	115,941	2,287	115,959	2,821	113,449	2,995	98%	131%	98%	106%	131

学生・青年食糧支援プロジェクトに職員が参加

2021年10月10日 菊池郡菊陽町 Central Park(主催 日本民主青年同盟熊本県委員会)

コロナウイルスの感染拡大で親の収入やアルバイトが減り苦しい生活を余儀なくされている学生や若者に対し食糧支援を行う活動に田中茂、春木、宮村の3名が参加。ボランティアの方々と食糧の配布、生活実態の調査、相談に取り組みました。

プロジェクトの呼びかけに対し、顧問先や市民の方々からカップ麺、米、お菓子、生理用品や現金のカンパなど多くの支援が共同経理にも寄せられました。ありがとうございました。



共同経理では、専門の税務については勿論、皆さんの身の回りで起きた困り事や悩み事に対するご相談に応じてお役に立ちたいと願っています。「大変」にならない前に、お気軽にご相談にお出下さい。

◎ 生活相談にも応じます

皆さまの日常生活の面での困り事や悩み事について、ご相談に応じています。特別な調査等で日時や費用がかかる場合以外は無料です。また必要に応じて弁護士や専門家のご紹介を致します。

◎ 相続・贈与は事前のご相談を

相続や贈与といった親族間の財産の移転に関する事項は、事後的なご相談が殆どで、場合によっては親族間の争い「争族」になったり、納税面での大きな負担になったりします。

事前に対策することによって、無用の争いを避け、経済的な負担を軽減することが可能です。ご相談に対応して、最良の対策をご提案することが出来ます。不動産の売買や名義の変更などの際にも、事前にお気軽にご相談下さい。

税務スケジュール

1月 4日(火)

10月決算法人の確定申告期限

1月 20日(木)

令和3年7月～12月分源泉所得税
納期特例届出書提出者の納期限

1月 31日(月)

給与支払報告書・支払調書の提出
11月決算法人の確定申告期限

2月 28日(月)

12月決算法人の確定申告期限

3月 15日(火)

令和3年分所得税の確定申告期限

3月 31日(木)

令和3年分消費税の確定申告期限
1月決算法人の確定申告期限

5月 2日(月)

2月決算法人の確定申告期限

5月 31日(火)

3月決算法人の確定申告期限

6月 30日(木)

4月決算法人の確定申告期限



仕事始め 1月 5日(水)

臨時休業日 3月 16日(水)

※ 無料法律相談のご案内

毎月10日(土・日・祝日は前後します)に弁護士による法律相談を受け付けています。ご希望の方は事前の予約をお願い致します。

今後の日程は、1月11日(火)・2月10日(木)・3月10日(木)
4月8日(金)・5月10日(火)・6月10日(金)となっております。

《受付：12時30分から 相談開始：13時から》

＊お知り合いでお困りの方へもお知らせ下さい。

【編集と発行】

税理士法人 第一経営共同経理
〒861-1305 菊池市北宮 317-15
TEL 0968(25)1036
FAX 0968(24)5266

URL: <http://kyoudokeiri-tax.com>

参考に使させていただきますので、
所報「きょうどう」に対する、ご意見やご要望をお聞かせください。